事業再生計画の概要

第１　対象事業者の概要

１　会社の概要

（１）九州産業交通株式会社

①　会社の沿革

九州産業交通株式会社（「九州産交」）は、昭和 17 年に熊本県下のバス業者 45、トラック業者 61 を統合して設立された。昭和 53 年には運輸事業を分離し、九州産交運輸株式会社（「産交運輸」）を設立、運輸事業を譲渡し運輸関連子会社はこの管轄下に入れた。

②　資本金・株式（平成 15 年 3 月末現在）

イ）資本金　9 億 5 千万円

ロ）発行済株式総数　1900 万株（非上場）

ハ）主要株主（持株比率）

会長とその一族や関連会社で約 14%、現役員、退任した役員で約 7%を保有している。その他には日新火災海上保険株式会社 5.21%、東京海上火災保険株式会社 3.53%、三井住友海上火災保険株式会社 3.53%などがあり、また少数を保有する多数の株主がいる。

③　本社・事業所

イ）本社

熊本県熊本市桜町 3 番 35 号

ロ）事業所

中央営業所 熊本市春日 7 丁目 24 番 6 号
小島営業所 熊本市小島下町 2185
松橋営業所 下益城郡松橋町園田 862
山鹿営業所 山鹿市昭和町 204
大津営業所 菊池郡大津町吹田字八迫
木山営業所 上益城郡益城町大字寺迫字榎町 1215
九州産交運輸本社　熊本市流通団地 2 丁目 20-3
等全約 90 箇所

④　経営者

代表取締役会長　　岡　　陽一
代表取締役社長　　田上　良輔

⑤　従業員の状況（グループ合計）

正社員　　4,112 人（平成 15 年 3 月末現在）
臨時従業員数　　684 人（平成 15 年 3 月末現在）

⑥　企業グループ

天草産交株式会社（乗合バス、貸切バス）
熊北産交株式会社（乗合バス）
熊南産交株式会社（乗合バス、貸切バス）
産交観光バス株式会社（乗合バス、貸切バス）
九州産交観光株式会社（貸切バス）
大阿蘇観光バス株式会社（貸切バス）
九州産交整備株式会社（自動車整備、車輌販売）
株式会社産交タクシー（タクシー）
株式会社産交ポニータクシー　（タクシー）
天草観光開発株式会社（ホテル、レストラン）
株式会社産交エージェンシー（広告代理店）
熊本フェリー株式会社（フェリー）
グァム産交トランスポーテーション株式会社（貸切バス）
サイパン産交トランスポーテーション株式会社（貸切バス）
九州産交運輸株式会社（貨物運送）
株式会社産交運輸物流サービス（貨物運送）
南九州産交物流株式会社（貨物運送）
福岡産交物流株式会社（貨物運送）
株式会社産交ミック（チラシ配布、保険代理店）
アクトビーリサイクリング株式会社（家電リサイクリング）

２　事業の概要

①　事業内容

九州産業交通グループの主な事業は、一般乗合旅客自動車運送事業、旅行業、レストラン・売店事業、商業施設賃貸業、航空代理店事業、ホテル事業である。

九州産交運輸グループの主な事業は、貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業（鉄道、航空）、通関業、産業廃棄物収集運搬業である。

３　財務内容

九州産交単体　平成 15 年 3 月期（百万円）

売上高：	21,700
営業利益：	1,375
経常利益：	650
当期純損失：	2,655
借入金総額：	35,119

産交運輸単体　平成 15 年 3 月期（百万円）

売上高：	24,682
営業利益：	447
経常利益：	69
当期純利益：	48
借入金総額：	18,461

４　主要債権者

みずほ銀行、東京三菱銀行、三井住友銀行、中央三井信託銀行等

第２　支援申込みに至った経緯

九州産交では、九州産交グループ全体でバブル期に積み上がった過剰な有利子負債を整理するため、資産売却・子会社の売却、事業の統廃合を含めたリストラクチャリングを平成 11 年度より「再建計画」として実施してきた。しかし景況の長期にわたる低迷に加えて、乗合バス事業の市場規模の縮小や不動産事業におけるテナントの撤退等により、事業から生み出されるキャッシュフローによる収益弁済では有利子負債を返済するのは困難であることが明確になった。このため新たに設立された機構に事業再生への支援を依頼することを通じて経営責任を明確にすると共に、合理的な範囲で金融債務の負担を削減し、事業の再生を図ることとしたものである。

第３　事業計画等の概要

１　事業計画

九州産業交通グループは、地域路線バス事業、観光事業、ランドマーク事業の 3 つのビジネスモデルを明確にし、それぞれの事業群のミッションに合った事業展開を進めていくと同時に、それぞれの事業群に当てはまらない事業からは撤退する。このことで、売上高、営業利益（補助金考慮）はそれぞれ、平成 14 年度 311 億円、17 億円を、平成 19 年度には 250 億円、19 億円とすることを計画する（単純合算）。

九州産交運輸グループは、特積ネットワークでの業務改善を行ないつつ高付加価値物流へ軸足を移す。このことで、売上高、営業利益はそれぞれ、平成 14 年度 264 億円、8 億円を、平成 19 年度には 288 億円、13 億円とすることを計画する（単純合算）。

２　企業再編（ストラクチャー）

九州産交グループでは、資本金及び資本準備金を欠損填補等のため必要に応じて減少させ、全株主の持株数を株式の併合又は消却により一定の割合で減少させる。さらに、グループ各社の役員や熊本石油株式会社等の関係者の保有株式は、九州産交が無償で譲り受け任意消却する。また、デット・エクイティ・スワップ及び機構を引き受け先とする現金払込の第三者割り当て増資を実施し、結果的に機構が発行済み株式総数の過半数を取得することを目指す。

九州産交運輸グループでは、100%減資を行い、100%親会社である九州産交が有する全株式を無償で消却する。また、デット・エクイティ・スワップ及び機構を引き受け先とする現金払込の第三者割り当て増資を実施し、結果的に機構が発行済み株式総数の 70%以上を保有することとなる予定である。

３　金融支援の概要

九州産交グループでは、金融機関等の九州産交に対する貸付金等及び子会社に対する九州産交の保証のある貸付金で子会社において返済不可能と判断される金額のうち、非保全分に対し、総額約 205 億円の金融支援（債権放棄またはデット・エクイティ・スワップによる）を求める。金融支援後の残高について、13 年の期間収益及び処分予定資産の売却代金による返済を行う。

九州産交運輸グループでは、関係金融機関等の産交運輸に対する貸付金合計額のうち、非保全分に対し、総額約 69 億円の金融支援（債権放棄またはデット・エクイティ・スワップによる）を求める。金融支援後の残高について、13 年の期間収益及び処分予定資産の売却代金による返済を行う。

第４　支援基準適合性

１　生産性向上基準

本事業再生計画の遂行によって、有形固定資産回転率が 50 ポイント以上向上することとなる。

２　財務健全化基準

本事業再生計画の遂行によって、有利子負債のキャッシュフローに対する比率は１０倍以内となり、かつ、経常収支は経常支出を上回ることとなる。

３　清算価値との比較

対象事業者を清算した場合の債権の価値は、事業再生計画を実施した場合の当該債権の価値を上回らないと見込まれる。

４　3 年以内のリファイナンスの可能性

企業価値が高まるため、交通グループ、運輸グループとも市場においてリファイナンスが行なわれる蓋然性が高い。

５　過剰供給構造の解消との関係

事業再生計画の実施により、「供給能力」が増加する事業はないため、産業活力再生特別措置法の施行に係る指針第１５条により「過剰供給構造の解消を妨げるものではない」ものと判断される。

６　労働組合との協議の状況

対象事業者は、対象事業者の従業員の労働組合である九州産業交通労働組合、全九州産交運輸労働組合と協議の場を持ち、本再生計画において予定されている要員計画等について説明を行なった。今後、速やかに本再生計画全体について説明・協議を行なう予定である。

第５　経営者の責任

九州産交の代表取締役会長、代表取締役社長、取締役副社長は退任する。
産交運輸については代表取締役会長は退任し、代表取締役社長は留任する。

第６　株主の責任

九州産交グループでは、経営責任の一環として、会長及びその関係者、現在及び過去の役員が所有する九州産交の株式は、原則としてすべて九州産交に無償譲渡の上任意消却される。
また、他の一般株主については、減資に伴う株式の消却又は併合により今後決定される一定の割合で持株数を減少させる。
九州産交運輸グループでは、100%親会社である九州産交が保有する全株式は原則として減資とともにすべて無償で消却される。